

裁 決 書

審査請求人

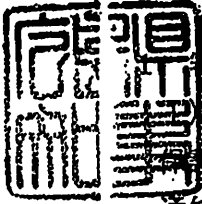
処 分 庁 〇〇福祉事務所長

上記審査請求人（以下「審査請求人」という。）から、平成24年7月28日付けで提起のあった上記処分庁（以下「処分庁」という。）の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条第4項の規定によりみなされた保護変更申請却下処分についての審査請求に対して、次のとおり裁決する。

主 文

審査請求人による平成23（2011）年6月29日付け及び同年8月4日付け保護変更申請に対して、法第24条第4項の規定によりみなされた保護変更申請却下処分を取り消す。

審 査 請 求 の 要 旨



審査請求書における審査請求人の請求の趣旨は、審査請求人による平成23（2011）年6月29日付け保護変更申請（以下「6月申請」という。）及び同年8月4日付け保護変更申請（以下「8月申請」という。）に対して処分庁がそれぞれ30日以内に決定通知を行わなかったことから、審査請求人が当該両保護変更申請は却下されたとみなした処分の取消しを求めるといっているのであって、その理由とするところは、次のとおりである。

- (1) 本件審査請求は、審査請求人が〇〇病院への通院に要した移送費についての申請を行ったものである（初回受診は夜間の診療）。
- (2) 支給についての検討も行わず、決定通知書も通知せず、1円も支給せず放置していることは明らかに違法で不当である。
- (3) 申請から現在まで何度も回答を求め、県からも注意を受けているにもかかわらず放置していることは明らかに違法で不当である。
- (4) 審査請求人は傷病悪化にて保護受給となり、傷病のため車保有容認され、受給開始後も傷病は増え、車を廃車した現在もタクシー利用通院の必要な身体であり、このことは、処分庁も認識しているにもかかわらず放置していることは違法で不当である。
- (5) 審査請求人は通院移送費不支給が要因で必要な受診ができない状況であることも処分庁は認識しているが放置していることは違法で不当である。

なお、審査請求人は、証拠として、次の書類を提出した。

2011年6月29日付け及び同年8月4日付け保護変更申請書の写し 各1通

タクシーの領収証の写し 1式

処分庁あての手紙の写し 1式

- 2 処分庁の弁明の趣旨は、本件審査請求を棄却するよう求めるというのであって、その理由とするところは、次のとおりである。

審査請求人からの6月申請（平成23（2011）年6月20日、同月22日及び同月29日の計8回分）及び8月申請（同年7月16日及び同月27日の計4回分）のタクシー通院移送費について、それまでの間、審査請求人に対して、通院交通費の支給に当たっては、基本的に事前相談のもと主治医の給付要否意見や嘱託医協議等によりその必要性を判断することとなる等、支給要件や手続等について何度も説明を行い、現状の病状及び通院状況から処分庁として判断した結果、支給できない旨を伝えていたところであるが、6月申請及び8月申請においても事後に申請書及び領収書が送付されたものであり、その必要性の判断について、直近の嘱託医協議及びケース診断会議結果により判断したものである。

なお、処分庁は、証拠として、次の書類を提出した。

審査請求人に係るケース記録票の写し 一式

審査請求人に係るケース記録票に附属する関係書類の写し 一式

- 3 審査請求人の平成24（2012）年9月8日付け反論書における反論の趣旨は、次のとおりである。

- (1) 通院移送費は、生活扶助ではなく医療扶助であり医療が必要な人に支給される（法第15条）。
- (2) 「通院移送費の申請を認めない」、「通院移送費を1円も支給しない」とする保護申請却下決定処分は、「傷病を認めない」、「医療が必要ない」、「不実の申請である」断定されたということになるが、弁明書ではそれが証明できていない。
- (3) 弁明書の「弁明の理由」には何かを判断していたという内容の記載があるが、決定通知書は通知されていない。
- (4) 保護申請が行われた場合は、決定し、決定通知書を通知しなければならない（法第24条）。

以上のことから、弁明書の内容の違法性・不当性は明らかであるので、本件処分の取消しを求める。

裁 決 の 理 由

- 1 当庁が認定した事実は、次のとおりである。

- (1) 処分庁は、平成21年10月5日から、審査請求人及び同人の子（以下「審査請求人世帯」という。）の生活保護を開始した。
- (2) 平成23年6月29日に審査請求人は、平成23年6月に利用したタクシー通院に係る領収書を添付した6月申請を行い、同月30日に処分庁はこれを受理した。
- (3) 平成23年8月4日に審査請求人は、平成23年7月に利用したタクシー通院に係

る領収書を添付した8月申請を行い、同年8月8日に処分庁はこれを受理した。

(4) 処分庁は、6月申請及び8月申請から30日を経過しても、保護の要否、種類、程度及び方法の決定を行わず、書面による通知を行わなかった。

(5) 上記(4)のとおりであったため、審査請求人は、6月申請及び8月申請がそれぞれ却下されたものとみなして、平成24年7月28日に本件審査請求を行った。

2 本件審査請求に対する当庁の判断は、次のとおりである。

(1) 法は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」(法第1条)とし、その「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」(法第8条第1項)と規定している。

(2) 法第24条第1項は、「保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。」と規定し、同条第2項は、「前項の書面には、決定の理由を附さなければならない。」と規定し、同条第3項は、「第1項の通知は、申請のあつた日から14日以内にしなければならない。但し、扶養義務者の資産状況の調査に日時を要する等特別な理由がある場合には、これを30日まで延ばすことができる。この場合には、同項の書面にその理由を明示しなければならない。」と規定し、同条第4項は、「保護の申請をしてから30日以内に第1項の通知がないときは、申請者は、保護の実施機関が申請を却下したものとみなすことができる。」と規定し、同条第5項は、「前4項の規定は、第7条に規定する者から保護の変更の申請があつた場合に準用する。」と規定している。

(3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第3項は、「各大臣は、特に必要があると認めるときは、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理について、市町村が当該第一号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができる。」と規定し、厚生労働大臣は、この規定を受けて、第一号法定受託事務である生活保護に関する事務の処理基準として「生活保護法による医療扶助運営要領について」(昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「医療扶助通知」という。)を定めている。

(4) 医療扶助通知は、第3の9の(1)で、移送の給付は、「個別にその内容を審査し、(略)療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであり、その「判断に当たっては、同一の病態にある当該地域の他の患者との均衡を失しないようにすること」と規定し、第3の9の(2)で、「受診する医療機関については、原則として要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関に限るものである」と規定し、給付を行う場合の一つと

して、「被保護者の傷病、障害等の状態により、電車・バス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際の交通費が必要な場合」と規定している。

(5) 医療扶助通知は、第3の9の(3)のイで、「被保護者から申請があった場合、給付要否意見書(移送)により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する嘱託医協議及び必要に応じて検診命令を行い、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定すること。」と規定している。

(6) これらを踏まえて本件について検討する。

処分庁は、審査請求人に対して、通院交通費の支給に当たっては、支給要件や手続等について何度も説明を行い、現状の病状及び通院状況から処分庁として判断した結果、支給できない旨を伝えていたところであるが、本件6月申請及び8月申請においても事後に申請書及び領収書が送付されたものであり、その必要性の判断について、直近の嘱託医協議及びケース診断会議結果により判断したものと弁明しているため、処分庁から提出されたケース記録票等の関係書類を確認したところ、審査請求人のタクシー通院移送費の支給の可否について検討を行い、審査請求人に口頭で検討結果の説明を行っていた状況は伺えるが、これをもって、処分庁が本件6月申請及び8月申請に対する「保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知」したことにはならないことは明らかである。また、処分庁には、本件申請から30日を超えても書面による通知を行っていないことについて、やむを得ない理由があるという状況は認められなかった。

3 上記のとおりであるので、審査請求人の本件審査請求には、理由がある。

よって、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成27年2月27日

広島県知事 湯崎英彦

